〓電子的診療情報連携体制整備加算に係る掲示について

当院では電子的診療情報連携体制整備加算について、以下の通り対応を行っています。

1. 診療報酬明細書のオンライン請求を行っています。
2. 電子化された診療明細書を患者様に無償で交付しています。
3. オンライン資格確認を行う体制を有しています。
4. オンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室等で閲覧または活用できる体制を有しています。
5. マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声がけ、院内掲示を行っています。
6. マイナ保険証による資格確認の十分な実績を有しています。
7. マイナポータルの医療情報等に基づき、患者様からの健康管理に係る相談に応じる体制を有しています。
8. 明細書発行に関する事項、医療DX推進の体制に関する事項および、質の高い診療を実施するために必要な情報の取得・活用について、当医療機関の見やすい場所およびウェブサイトに掲載しています。
9. 電子処方箋を発行する体制を有しています。

上記の体制により令和８年６月１日より「電子的診療情報連携体制整備加算2」を算定します。
ご理解のほど何卒よろしくお願いいたします。

松尾医院
MATSUO CLINIC